

## 木造住宅耐震診断募集

### 1 募集の趣旨

平成7年「兵庫県南部地震」、平成16年「新潟中越地震」、平成20年「岩手・宮城内陸地震」、平成23年「東北地方太平洋沖地震」、平成28年「熊本地震」と大地震が頻発しています。

これらの地震では現在の耐震規定を満たさない建築物（昭和56年以前の建築物）に特に多くの被害が見受けられました。

このため、震災時の被害を最小限に食い止め、現在の住まいを安全で安心に今後も住み続けていただくためにも、町民の皆様に耐震診断を行っていただきたく、木造住宅耐震診断者を募集しております。

### 2 事業の概要、対象物件等

裏面「下郷町木造受託耐震診断者派遣事業概要」をご覧ください。

### 3 募集戸数

1戸

### 4 募集期間

平成29年7月31日（月）から平成29年8月25日（金）まで

### 5 費用負担

自己負担金 12,000円（診断終了後、町へお支払いただきます）

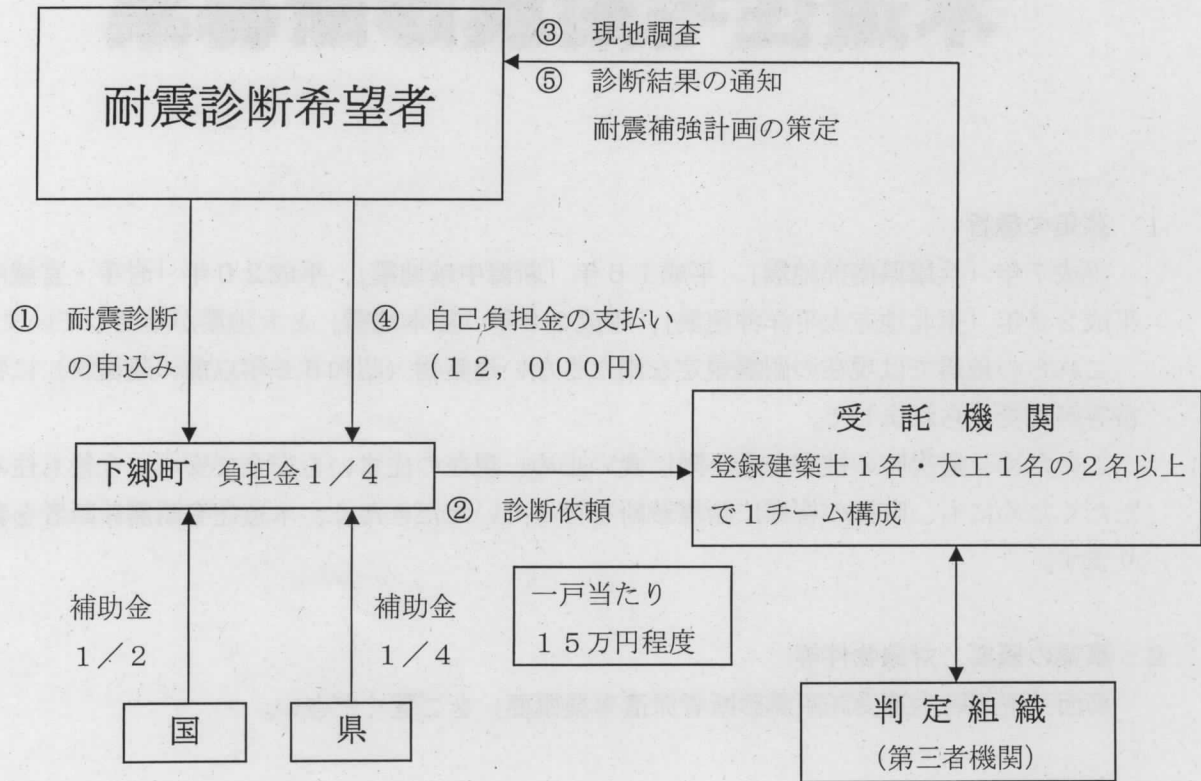
### 6 募集方法（下記までお問合せください）

下郷町役場 建設課 工務係 星 仁志

電話：0241-69-1177（課直通）

※ 応募者多数の場合、対象物件等の内容を確認した上で抽選とさせていただきます。あらかじめご了承ください。

## 下郷町木造住宅耐震診断者派遣事業概要



### 対象となる住宅

- ① 所有者が自ら居住する住宅
- ② 昭和56年以前に建設された住宅（店舗併用可）  
【店舗部分の床面積が延床面積の1/2未満のもの】
- ③ 在来軸組み工法等による木造3階建て以下の住宅

### 耐震診断とは

国土交通省監修、(財)日本建築防災協会発行「木造住宅の耐震診断と補強方法」に基づき住宅の地震時の安全性を診断するものです。(第三者機関が判定を行います)

### 耐震診断者とは

建築士法に基づく建築士事務所に所属する建築士で、かつ、福島県が実施する耐震診断業務に必要な講習会を受講し、耐震診断者名簿に登録された者としています。

※ 耐震診断者は不必要な改修を勧める行為はできないこととなっています。また、所属する建築士事務所等は耐震診断を行った住宅の耐震改修工事を行ってはならないこととなっています。